

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（383））
2. 日 時：平成29年9月29日 10時00分～12時10分
13時30分～14時45分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、土野技術参与、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

（他13名）

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ
副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ 副長

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（防潮堤の設置に係る地下水位の設定の考え方）

- 審査会合で説明した内容からの変更点（路盤補強箇所、液状化に伴う浮き上がりの評価結果、屋外アクセスルート、淡水源 等）について、理由と結果との因果関係がわかるよう資料に整理して説明すること。
- 敷地西側のT. P. +8mより地表面が高い範囲における地下水位の設定に関し、観測記録に基づき設定した水位について、浸出面と観測記録の地下水位の差である5.5m

を上乗せすることの保守性について、整理して説明すること。

- 地震発生時のアクセスルートを確認するために行う東海発電所のサービス建屋の形状変更の詳細（形状変更後に必要となるがれき撤去範囲の評価も含む）について整理して説明すること。
- アクセスルート変更の結果、地震発生後に単一ルートとなる敷地北東側のルートについて、ルート周辺のボーリングによるデータを追加し、地層構成の変化による影響を整理して説明すること。

（屋内アクセスルート見直しによる作業時間）

- 有効性評価の想定時間に対する成立性の考え方、評価した作業時間の妥当性（結果的に変更がなかった作業時間を含む）を整理して説明すること。

（新設する階段に設置するハッチの構造について）

- ハッチの構造、気密性を含め、耐火性能を担保できること、地震発生時においても開閉できることを整理して説明すること。
- ハッチの閉止時には、ラッチ構造により閉状態を維持できるとの説明であるが、上階側、下階側の両方からの開閉方法について、整理して提示すること。
- ハッチ上部は立入禁止区域とすることによる動線の変更を反映し、防護具を着用した状態でも通行できることを説明すること。
- ハッチの操作性を改善した後も、開閉に係る操作時間を引き続き保守的に5分としていることについて妥当性を整理して説明すること。

（アクセスルート近傍での薬品類の漏えいについて）

- 放射線防護マスクを必要とする環境下で、放射線防護マスクを外し、自給式呼吸用保護具に変更することとしている妥当性を整理して説明すること。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 保管場所・アクセスルート 審査会合における指摘事項の回答
- ・東海第二 審査会合指摘事項に対する回答整理表（技術的能力1.0.2（アクセスルート））
- ・東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について